（様式第１号）

入札参加停止措置の概要

<table>
<tr><td>商号又は名称</td><td>（株）トーニチコンサルタント</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td>東京都渋谷区本町一丁目１３番３号</td></tr>
<tr><td>入札参加停止の期間</td><td>令和８年１月 28 日 から 令和８年６月 27 日まで（５か月）
課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準第３第４項により入札参加停止期間を５か月とする。</td></tr>
<tr><td>事実概要</td><td>対象会社は、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和７年 12 月 19 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。</td></tr>
<tr><td>理　由</td><td>物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第２第６号（独占禁止法違反行為）に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td>【入札参加停止措置要領別表第２第６号】
<table><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>６　県又は県内の他の公共機関と締結した物品購入等の契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当と認められるとき</td><td>当該認定をした日から
６か月以上
18 か月以内</td></tr></table></td></tr>
</table>